

群馬県特定歴史公文書等の利用等に関する規則

制 定 令和3年 3月23日
教育委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、群馬県公文書等の管理に関する条例（令和2年群馬県条例第15号。以下「条例」という。）に基づき、教育委員会が保存する特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(実施機関からの受入れ)

第3条 教育委員会は、実施機関で保存する歴史公文書等として、保存期間が満了したときに文書館に移管する措置が定められたものについて、保存期間が満了した日から可能な限り早い時期に受入れの日を設定し、当該歴史公文書等を受け入れるものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により受け入れた特定歴史公文書等について、次に掲げる措置を施した上で、当該特定歴史公文書等が大量である場合その他やむを得ない場合を除き、受入れから1年以内に排架を行うものとする。

(1) 生物被害への対処その他の保存に必要な措置

(2) 次のイ及びロに掲げる識別を容易にするために必要な番号、記号その他の符号（以下「請求番号等」という。）の付与

イ 請求番号 当該特定歴史公文書等の分類を区分するもの

ロ 文書番号 当該特定歴史公文書等を特定するもの

(3) 条例第12条第1項第1号に掲げる特定歴史公文書等の利用を制限する事由の該当性に関する事前審査

(4) 条例第11条第4項の規定による目録の作成

(寄贈又は寄託をされた文書の受入れ)

第4条 教育委員会は、法人等又は個人から文書の寄贈又は寄託をする旨の申出があった場合であって、当該文書が歴史公文書等に該当すると認めるときは、当該文書を受け入れるものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により受け入れた特定歴史公文書等について、寄贈又は寄託をした者の希望に応じ、利用の制限を行う範囲及び利用の制限が適用される期間を定め、前条第2項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を施した上で、当該特定歴史公文書等が大量である場合その他やむを得ない場合を除き、受入れから1年以内に排架を行うものとする。

(著作権等の調整)

第5条 教育委員会は、前2条の規定により受け入れた特定歴史公文書等に著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像（以下この条において「著作物等」という。）が含まれている場合は、当該著作物等について、必要に応じて、あらかじめ著作者、著作権者、実演家又は著作隣接権者から著作者人格権、著作権、実演家人格権又は著作隣接権に関する利用等の許諾又は同意を得ること等により、当該特定歴史公文書等の円滑な利用に備えるものとする。

(保存方法等)

第6条 教育委員会は、特定歴史公文書等について、第25条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、専用の書庫（以下「書庫」という。）において永久に保存するものとする。

2 教育委員会は、書庫について、温度、湿度等を適切に管理するとともに、防犯、防災、防虫等のための適切な措置を講ずるものとする。

3 教育委員会は、特定歴史公文書等のうち電磁的記録については、その種別を勘案し、当該特定歴史公文書等を利用できるようにするため、記録媒体の変換その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（複製物の作成）

第7条 教育委員会は、特定歴史公文書等について、それぞれの特定歴史公文書等の内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するため、適切な記録媒体による複製物を作成するよう努めなければならない。

（個人情報の漏えいの防止のために必要な措置）

第8条 条例第11条第3項の個人情報の漏えいの防止のために必要な措置は、次に掲げる措置とする。

（1）書庫の施錠その他の物理的な接触の制限

（2）当該特定歴史公文書等に記録されている個人情報に対する不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するために必要な措置

（3）文書館の職員に対する教育及び研修の実施

（4）前3号に掲げるもののほか、個人情報の漏えいの防止のために必要な措置

（目録の作成及び公表）

第9条 条例第11条第4項の特定歴史公文書等の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項は、次に掲げる事項（条例第12条第1項第1号に掲げる情報又は同項第二号の条件に係る情報に該当するものを除く。）とする。

（1）分類及び請求番号等

（2）名称

（3）移管又は寄贈若しくは寄託をした者の名称又は氏名

（4）移管又は寄贈若しくは寄託を受けた時期

（5）保存場所

（6）記録媒体の種別

（7）利用制限の区分（公開、部分公開、非公開又は要審査のいずれかとする。）

（8）前各号に掲げるもののほか、特定歴史公文書等の適切な保存及び利用に資する情報

2 教育委員会は、条例第11条第4項の目録を文書館に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

（本人であることを示す書類）

第10条 条例第13条の本人であることを示す書類は、利用請求者の個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）、運転免許証、旅券その他これらに類する書類として教育委員会が適当と認めるものとする。

（利用請求の手続）

第11条 条例第14条第1項の利用請求書は、特定歴史公文書等利用請求書（別記様式第1号）によるものとする。

2 条例第14条第1項第3号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1）利用請求に係る特定歴史公文書等の請求番号等

(2) 求める利用の方法

(3) 利用請求者の連絡先（法人その他の団体にあつては、当該利用請求の担当者の氏名及び連絡先）

(利用決定等の通知)

第12条 条例第十五条第一項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 利用させることができる日及び場所

(2) 利用の方法

2 条例第15条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

(1) 特定歴史公文書等の全部を利用させる旨の決定 特定歴史公文書等利用決定通知書（別記様式第2号）

(2) 特定歴史公文書等の一部を利用させる旨の決定 特定歴史公文書等一部利用決定通知書（別記様式第3号）

3 条例第15条第2項の規定による通知は、特定歴史公文書等利用制限決定通知書（別記様式第4号）により行うものとする。

(特定歴史公文書等利用決定等期間延長通知書)

第13条 条例第16条第2項の規定による通知は、特定歴史公文書等利用決定等期間延長通知書（別記様式第5号）により行うものとする。

(特定歴史公文書等利用決定等期間特例延長通知書)

第14条 条例第17条の規定による通知は、特定歴史公文書等利用決定等期間特例延長通知書（別記様式第6号）により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第15条 条例第18条第1項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 利用請求に係る特定歴史公文書等の請求番号等

(2) 利用請求の年月日

(3) 利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第18条第2項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 利用請求に係る特定歴史公文書等の請求番号等

(2) 利用請求の年月日

(3) 利用請求に係る特定歴史公文書等の利用をさせようとする理由

(4) 利用請求に係る特定歴史公文書等に記載されている当該第三者に関する情報の内容

(5) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 条例第18条第3項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 利用請求に係る特定歴史公文書等の請求番号等

(2) 利用請求の年月日

(3) 利用請求に係る特定歴史公文書等の利用をさせようとする理由

(4) 利用請求に係る特定歴史公文書等に付されている条例第8条第4項の規定による意見の内容

(5) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

4 条例第18条第1項及び第2項の規定による第三者への通知並びに同条第3項の規定による実施機関への通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

(1) 条例第18条第1項の規定による通知 特定歴史公文書等の利用に係る意見照会書（別記様式第7号）

(2) 条例第18条第2項の規定による通知 特定歴史公文書等の利用に係る意見照会書

(別記様式第8号)

(3) 条例第18条第3項の規定による通知 特定歴史公文書等の利用に係る意見照会書
(別記様式第9号)

5 条例第18条第1項及び第2項の規定による第三者からの意見書並びに同条第3項の規定による実施機関からの意見書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面によるものとする。

(1) 条例第18条第1項及び第2項の規定による意見書 特定歴史公文書等の利用に係る意見書 (別記様式第10号)

(2) 条例第18条第3項の規定による意見書 特定歴史公文書等の利用に係る意見書 (別記様式第11号)

6 条例第18条第4項の規定による通知は、特定歴史公文書等の利用を決定した旨の通知書 (別記様式第12号) により行うものとする。

7 前項の規定は、条例第23条において準用する条例第18条第4項の規定による通知について準用する。

(写しの交付方法)

第16条 条例第19条の規定による文書又は図画 (以下「文書等」という。) の写しの交付は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 当該文書等を乾式の複写機により日本産業規格A列三番 (以下「A三判」という。) 以下の大きさの用紙に白黒で複写したものの交付

(2) 当該文書等を乾式の複写機によりA三判以下の大きさの用紙にカラー (白黒以外の単色を含む。) で複写したものの交付

(3) 当該文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク (日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一又はX六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下同じ。) に複写したものの交付

(電磁的記録の利用の方法)

第17条 条例第19条の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) A三判以下の大きさの用紙に出力したもの又はその写しの閲覧又は交付

(2) 専用機器 (利用する者の閲覧、聴取又は視聴の用に供するために文書館に備え付けられているものに限る。) により再生したものの閲覧、聴取又は視聴

(3) 光ディスクに複写したものの交付

(閲覧等の制限)

第18条 教育委員会は、特定歴史公文書等の閲覧、聴取又は視聴をする者が当該特定歴史公文書等を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがあると認めるときは、当該特定歴史公文書等の閲覧、聴取又は視聴を中止し、又は禁止することができる。

(簡便な方法による利用)

第19条 教育委員会は、特定歴史公文書等 (条例第12条の規定により利用させることができるものに限る。) について、同条から条例第20条までに定める方法のほか、教育委員会が別に定めるところにより、簡便な方法により利用に供するものとする。

(展示会の開催等)

第20条 教育委員会は、展示会の開催、文書館内の見学会その他の取組を行い、特定歴史公文書等の利用の促進に努めなければならない。

(特定歴史公文書等の貸出し)

第21条 教育委員会は、学術研究、社会教育等の公共的目的を有する行事等において利用するために特定歴史公文書等の貸出しの申込みがあった場合は、教育委員会が別に定めるところにより、当該特定歴史公文書等を貸し出すことができる。

(原本の特別利用)

第22条 教育委員会は、原本の利用を認めるとその保存に支障を生ずるおそれがある特定歴史公文書等について、複製物によっては利用目的を果たすことができない場合その他の原本の利用が必要と認められる場合は、教育委員会が別に定めるところにより、特に慎重な取扱いを確保した上で、特別に当該原本を利用に供することができる。

(効果的な利用の確保)

第23条 教育委員会は、特定歴史公文書等の効果的な利用を確保するため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 特定歴史公文書等の利用に関する情報の提供
- (2) 特定歴史公文書等の目録に関する情報の提供
- (3) 特定歴史公文書等の検索方法に関する情報の提供
- (4) 特定歴史公文書等に関する参考文献その他の効果的な利用を確保するために必要な情報の提供

(移管元実施機関の利用)

第24条 教育委員会は、特定歴史公文書等を移管した実施機関（以下「移管元実施機関」という。）が、条例第31条の規定の適用を受けようとする場合の手続等については、教育委員会が別に定める。

- 2 移管元実施機関が当該特定歴史公文書等の貸出しを希望したときは、教育委員会は、1月間を限度として、その貸出しを行うことができる。

(特定歴史公文書等の廃棄)

第25条 教育委員会は、特定歴史公文書等として保存している文書について、劣化が極限まで進展して判読及び修復が不可能で利用できなくなり、歴史資料として重要でなくなったと認める場合には、条例第35条第3項の規定により委員会に諮問し、当該特定歴史公文書等を廃棄することができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定により特定歴史公文書等の廃棄を行った場合には、廃棄に関する記録を作成し、及び公表するものとする。

(委任)

第26条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第16条第3号並びに第17条第2号及び第3号の規定は、利用に要する専用機器の整備が終わるまでの間は、適用しない。
- 3 条例附則第6項の規定により特定歴史公文書等とみなされた文書及び簿冊等については、第3条第2項中「前項の規定により受け入れた特定歴史公文書等」とあるのは「条例附則第6項の規定により特定歴史公文書等とみなされた文書及び簿冊等」と、「当該特定歴史公文書等が大量である場合その他やむを得ない場合を除き、受入れから1年以内に」とあるのは「当該特定歴史公文書等の利用に資するよう計画的に」と読み替えるものとする。
- 4 教育委員会は、条例第11条第四項の目録に係る第9条第1項各号に掲げる事項の記載内容の確認に相当の期間を要する場合には、当分の間、当該事項を記載しないことができる。